

千葉市食のブランド「千」認定審査要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市食のブランド「千」認定要綱（以下「認定要綱」という。）第8条に規定する千葉市食のブランド「千」の認定審査（以下「審査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(審査対象)

第2条 審査の対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 認定要綱第8条に規定する認定の審査に関すること。

(認定審査委員会)

第3条 認定要綱第8条に規定する認定審査委員会は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- (1) 名称は、「千葉市食のブランド『千』認定審査委員会」（以下、「委員会」という。）とすること。
- (2) 委員は、外部有識者を含めた5人以上とすること。
- (3) 前号に定める委員は、申請された市産品・サービス（以下、「申請品」という。）について、地域特性、独自性・優位性、信頼性・安全性、持続可能性、地域への貢献度の観点から、客観的に評価できる者とすること。
- (4) 委員には、申請者の企業情報等、業務上知り得た秘密情報の保持について留意させること。

(認定の審査)

第4条 認定審査は、以下の各号により行う。

- (1) 各委員は、申請書類及びサンプル等を審査し、認定要綱別表（認定基準）に掲げる地域特性、独自性・優位性、信頼性・安全性、持続可能性、地域への貢献度の各項目について、別紙1「千葉市食のブランド『千』認定審査基準」に基づき、可は「○」、不可は「×」の2段階評価を行い、別紙2「千葉市食のブランド『千』認定審査採点表」に記入する。「○」と評価したもののうち、特に優れていると評価できるものは「◎」とする。
- (2) 前号における評価を基に、各委員の各申請品についての最終評価を決める。全ての項目が「◎」又は「○」と評価された申請品は、最終評価が「○」となり、1項目でも「×」と評価された申請品は、最終評価が「×」となる。
- (3) 各委員の最終評価を集計し、全委員の最終評価が「○」となつた申請品は、「認定」と決定する。
1人でも最終評価を「×」とした委員がいた場合は、その申請品について、委員会において協議の上、委員会としての「認定」「不認定」を決定する。
- (4) 審査結果を通知する際、各委員の評価及び講評を基にした総評を付すこととする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員会が協議のうえ定める。

附 則

この要領は、令和2年9月9日から施行する。

別紙1 千葉市食のブランド『千』認定審査基準

評価方法 ○・×の2段階評価
○のうち、特に優れたものには○

	審査基準
地域特性	<p>【いずれか1つ以上満たすこと】</p> <p>①千葉市ならではの自然、歴史、環境、伝統、文化に根差した特徴を捉えている、有している商品・サービスであるか。</p> <p>②千葉市の土壤、水、気候条件、原材料等を十分に活用して生産されているか。又は、それらを活用したサービスであるか。</p> <p>③大消費地に近い千葉市ならではの地理的特徴を活用した商品・サービスであるか。</p>
独自性・優位性	<p>【いずれか1つ以上満たすこと】</p> <p>①千葉市以外では生産・サービスされていないもの。</p> <p>②他の地域で生産・製造されている類似の商品やサービスと比較して、差別化が図られているもの。</p> <p>③生産技術、原材料、利用資材、サービス提供においてこだわりやポリシーが認められるもの。</p> <p>④魅力あるネーミング・パッケージデザイン等により、流通・販売段階での優位性の確保に積極的に努めていること。</p> <p>⑤特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権の取得（出願）、又は他にないユニークな取組みがなされていること。</p>
信頼性・安全性	<p>【この項目は必ず満たしていること】</p> <p>○食の安全について適切に取り組んでいるか。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請品目に対する関連法令（農薬取締法、食品衛生法、JAS法等）を順守していること。 ・商品の安全性、品質保証について明らかにできること、またそれを表示できること。 ・信頼性の裏付けとなる客観的な事実（受賞歴や認定等）を有しているか等 ・委託製造の場合は、委託先の信頼性・安全性について担保できているか。 ・（サービス）団体で申請する場合は、構成員の信頼性・安全性について担保できているか。
持続可能性	<p>【この2項目は必ず満たしていること】</p> <p>①その該当商品・サービスが後世に伝えていくべきものであるか、又はそれに値する可能性があるか。</p> <p>②その該当商品・サービスがSDGsの観点を1つ以上兼ね備えているか。</p> <p>【いずれか1つ以上満たすこと】</p> <p>③市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取組を行っているか。</p> <p>④該当商品・サービスを持続的に提供できる流通・販売体制を整えている、又はその予定があるか。</p> <p>⑤将来的に持続可能な生産・販売・サービスができる体制が見込まれるとともに、その拡大が期待できるか。</p>
地域への貢献度	<p>【いずれか1つ以上満たすこと】</p> <p>①千葉市内の経済効果に寄与しているか、新商品・サービスの場合、将来的に千葉市内への経済効果が見込まれるか。</p> <p>②市民に支持されている又はその見込みがあり、反応が良好であるか又はその見込みがあるか。</p> <p>③市外の人に自信を持って勧められるか。</p> <p>④千葉市に対するイメージ向上への貢献が期待できるか。</p> <p>⑤地域における社会課題に対し、その解決に資する取組を行っているか。</p>

別紙2 千葉市食のブランド「千」認定審査採点表

審査委員名

(1)別紙1「千葉市食のブランド『千』認定審査基準」に基づき、項目ごとの評価欄に「○」「×」の2段階で評価をしてください。

※特に優れているものには「◎」を付けてください。（申請者へのフィードバックの参考にします。）

(2)各項目の講評欄、全体的な講評欄を記入してください。

			最終評価
事業者No			
事業者名			
商品名			
全体的な講評			
項目	評価	講評	備考
地域特性			
独自性・優位性			
信頼性・安全性			
持続可能性			
地域への貢献度			